

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

令和6年3月26日
はが野農業協同組合

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない融資の取り組みに努めます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、以下の点を踏まえ保証の必要性などを丁寧かつ具体的に説明します。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の保全状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて保証契約の必要性について検討するとともに、その結果についてお客さまに対して丁寧かつ具体的に説明を行う。
- また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、ガイドラインに則して総合的に勘案したうえで、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況、経営責任、標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して、履行の範囲を決定します。

○ 本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

- 全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）
(<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>)
- 日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）
(<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>)